

平成26年度 冬のコンプライアンス推進週間 eラーニングによるコンプライアンス研修（紙媒体受講用）

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

H26年度 冬のeラーニング **紙媒体用**

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page1 **はじめに**



今年のeラーニングは、特定のテーマを決めず、全般的な内容で学習できるようにしています。冬のeラーニングでは、総合教育センター教育情報課とタイアップして作成し、「情報セキュリティ」、「ハラスメント」、「公金等の取扱い」、「飲酒運転の撲滅」、「体罰防止」の5項目について、特に大切なことや気をつけてもらいたいことを盛り込みました。

高いコンプライアンス意識を持つためには、新しい知識を習得することはもちろんですが、それにもまして反復することが何より大切です。それでは、真摯な気持ちで研修に取り組んでください。



H26年度 冬のeラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page2 **情報セキュリティ(項目1/5)**

「用語の定義」について

(1)情報セキュリティ

情報資産の機密性を保持し、情報の完全性及び可用性を維持すること。

(2)情報セキュリティポリシー

企業や自治体等(教育委員会)が保有する情報資産のセキュリティ対策について取りまとめたもので、この基本方針並びにこれに基づく情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順をいう。

(3)情報資産

組織(学校等)が持っている何らかの価値を持った情報のこと。コンピュータやネットワーク、CD-R等の電子媒体、手書き又は印刷した文書、下書き、メモ書き等の紙媒体など、様々な形態がある。

(4)機密性

情報にアクセスすることが認可された者だけがアクセスできる状態を確保すること。

(5)完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない正しい状態を確保すること。

(6)可用性

許可された利用者が、必要なときに情報にアクセスできる状態を確保すること。

セキュリティ対策として遵守すべき事柄として、情報セキュリティポリシーでは情報資産をその内容により分類し、必要に応じて取扱制限を行うことを定めています。

徳島県と徳島県教育委員会では、次のように定めています。

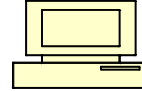
・分類1 徳島県情報公開条例(平成13年徳島県条例第1号)第8条第1号から第7号に該当する情報が含まれている情報資産のうち、セキュリティ侵害が個人並びに団体及び組織の生命、財産等へ重大な影響を及ぼすおそれのあるもの

・分類2 徳島県情報公開条例(平成13年徳島県条例第1号)第8条第1号から第7号に該当する情報が含まれている情報資産のうち、分類1以外のもの

・分類3 分類1及び分類2以外の情報資産

(参考) 徳島県情報公開条例(平成13年徳島県条例第1号)第8条第1号から第7号の内容

- 1号 個人に関する情報
- 2号 法人に関する情報
- 3号 審議、検討又は協議に関する情報
- 4号 事務又は事業の執行に関する情報
- 5号 犯罪の予防等に関する情報
- 6号 非公開を条件とする任意提供情報
- 7号 法令等又は国の機関の指示等による非公開情報



市町村立学校の先生方については、この機会に各市町村教育委員会等の規定をご確認ください。

(問) 次の事例は、情報セキュリティポリシー違反に当たりますか。下の選択群から答えを選んでください。

a 教員Aは、校外の複数宛先にメールを送信する際、メールアドレス漏えい防止のため、CC欄を用いて送信した。

b 教員Bは、管理職からUSBメモリ5本の廃棄を頼まれたので、データをすべて削除した上、学校所在の自治体の基準に従って、燃えないゴミの日に捨てた。

c 部活動の顧問Cは、全国大会出場に必要なため、出場選手(生徒)の氏名、生年月日、身長、体重、背番号等を入力した電子データ(excelデータ)と生徒の顔写真を添付した上で、大会運営事務局に送信した。

d 仕事熱心な教員Dは、日頃からどこでも校務を処理できるよう、校務用データを自分のタブレット端末に保存している。

選択群 ①aとcが当たる

②aとdが当たる

③aとcとdが当たる

④すべて当たる



④ すべて当たる 正解です

a 校外の複数宛先にメールを送信する際は、BCC(ブラインドカーボンコピー)欄を使用してください。名前がよく似て混同しやすいのですが、CC(カーボンコピー)欄は使用しないでください。

b 画面上でデータが消えているように見えても、復元ソフトを使うことで、データを復元することが可能です。物理的に破壊してから廃棄するようにしましょう。

c 校務上やむを得ず、校外へ情報資産を送信する場合は、管理職の指示に従い、内容に応じて暗号化やパスワード設定の処置等をする必要があります。

d 校務用データ等の情報資産は管理職の許可を得て持ち出すことになります。また、校務用データを管理職の許可なく私物パソコンに保存することはできません。

(問) 次の事例は、情報セキュリティポリシー違反に当たりますか。下の選択群から答えを選んでください。

a 教員Aは、クラス生徒の「歯・口腔の健康診断結果のお知らせ」を保護者に発送しようとしたが、副担任が忙しそうであったため、クラスの保健委員の生徒と一緒に住所、宛名等の確認をし、親展を押し、封等を行った上発送した。

b 教員Bは、日頃から校務用パソコンのIDとパスワードをよく忘れ、その都度校内のネットワーク担当者に迷惑をかけていたため、備忘録として、IDとパスワードが書かれた付箋を自身の校務用パソコンの裏に貼付している。

c 教員Cは、業務時間外に息抜きのため、校務用パソコンを用いて、クーポンサイト、好きな作家やタレントのブログ、友人のフェイスブックの閲覧を行った。

d 教員Dは、自宅パソコンのOSがWindowsXPであるが、ウイルス対策ソフトを2種類入れているため、セキュリティ対策上、何ら問題はないと判断し、使用している。

選択群 ①aとcが当たる
③aとbとcが当たる

②aとdが当たる
④すべて当たる



④ すべて当たる 正解です

a 情報資産を発出する場合、内容物、住所、宛名、封等を教職員2名以上で確認するようにしましょう。また、「歯・口腔の健康診断結果のお知らせ」は生徒本人や保護者以外が見ることができない個人情報に記載された大切な情報資産です。生徒本人や保護者以外が見ることがないよう、取り扱いには十分に注意しましょう。

b IDとパスワードは、備忘録として、紙等にも書き留めてもよいが、対象システムが特定できたり、対象システム自体に貼付したりしてはいけません。また、パスワードは、氏名、生年月日、電話番号等の他人に推測されやすいものにはしないようにしましょう。

c 業務時間の内外を問わず、校務用パソコンを用いて、業務以外の目的でインターネットへのアクセスを行ってはいけません。

d ウイルス対策ソフトでは、サポート切れのOS(WindowsXP)を搭載したパソコンを守ることはできません。

(問) 次の事例はパワハラに当たりますか。下の選択群から答えを選んでください。

a 指導教官Aは、普段から自分の思うように成長しない新任教諭Bが、些細なミスをしたとき、「だから、あなたはダメなんだ。もう、教員なんかやめてしまえ。」と職員室で大きな声で罵倒した。

b 指導教官Aは、研究授業の訂正指導案をなかなか提出しない新任教諭Bに、「私も忙しいの。何遍も言わせないで。教員としての自覚をきちんと持ちなさい。」と叱った。

c 指導教官Aは、普段からよく思っていない新任教諭Bが、担任するクラスの生徒のことで相談に来たとき、忙しいと言って無視した。

選択群 ①すべて当たる
③aとcが当たる

②aとbが当たる
④bとcが当たる



③ aとc 正解です

注:実際の場面では、いろいろな状況が考えられるのであくまで基本的な考え方です。



- a 感情にまかせて、同じ職場の教職員に対して、大きな声で乱暴な言葉遣い(キャリアに関わるイヤミ)をすることは**パワハラ**です。
- b 指導教官としての職務の範囲内の言動であり**パワハラには当たりません**。
- c 特定の教職員に対して、無視する態度を取ることは**パワハラ**です。

パワハラか？指導か？ 2つのポイント

【職場内の優位性】

職務上の地位や人間関係の優位性を背景に行われるケースは、パワーハラスメントに該当する。

【業務の適正な範囲】

個人の受け止め方によって不満を感じる指示や注意・指導があっても、「業務の適正な範囲」内であればパワーハラスメントに該当しない。

(問)次の事例はパワハラに当たりますか。下の選択群から答えを選んでください。

a 教務主任の教諭Aは、業務に表計算ソフトやプレゼンソフトを利用する機会が多いが、パソコンが苦手なので、転勤してきた情報担当の教諭Bがパソコンに堪能なことを聞きつけ仕事を依頼することが多くなってきた。教諭Bも次第に嫌気が差してきて教諭Aに詰め寄り、「私以外にも頼んだらどうなんですか。そもそもあなたの無能さが迷惑なんです。そんなんで教務主任が務まるの?」と執拗に抗議した。

b 面倒見の良い指導教官Aは、厳しさにも定評があり、新任教諭Bが行う月曜日の研究授業の指導案がよい加減なものだったので叱りつけ、本人了解のもと、土曜日に教諭Bを呼び、指導した。

- 選択群
- ①両方とも当たる
- ②aだけ当たる
- ③bだけ当たる



② aだけ当たる 正解です

注:実際の場面では、いろいろな状況が考えられるのであくまで基本的な考え方です。

- a 技能の差に乗じて乱暴な言葉遣いや気分を害するようなイヤミを言ったり、相手を無能呼ばわりするもので**パワハラ**です。本事例はいわゆる**逆パワハラ**です。パワハラは必ずしも上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対してなど様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。
- b 指導教官としての職務の範囲内の言動であり**パワハラには当たりません**。ただし、休日の出勤については本人の了解なしで強要した場合は**パワハラ**に当たります。

パワハラの分類

厚生労働省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」報告書(2012. 1. 30)

- (1)身体的な攻撃(暴行・傷害)
- (2)精神的な攻撃(脅迫・暴言等)
- (3)人間関係からの切り離し(隔離・仲間外し・無視)
- (4)過大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害)
- (5)過小な要求(業務上の合理性がなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)
- (6)個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)

(問) 次の10個の行為のなかでセクシャルハラスメント行為になるものは何個あるか、チェックしましょう。下の選択群から答えを選んでください。

No	具体的な行為	チェック
1	食事につきあわない女性職員に対しては、工作中無視している。	
2	男性の教頭は女性職員だけを集めて定期的に飲み会をしている。	
3	同じ学年の女性教員に好意を持っていたので食事に誘った。	
4	公開行事の受付業務には女性職員を配置するのが自然である。	
5	2学期の打ち上げで男性職員、女性職員ともカラオケのデュエットで盛り上がった。	
6	セレモニーでの花束贈呈は、女性職員が適任だ。	
7	男性の上司から、「男のくせにもっとしっかりしろ」と叱責された。	
8	女性職員には残業をなるべくさせないようにしている。	
9	男性職員だけを集めて、業務研修をした。	
10	気心が知れているので、男性職員だけで飲み会をしている。	

選択群 ①6つ ②7つ ③8つ ④9つ

② 7つ 正解です セクハラになる× ならない○

No	具体的な行為 (セクハラになる理由)&(解説)	チェック
1	食事につきあわない女性職員に対しては、工作中無視している。(対価型セクハラ)	×
2	男性の教頭は女性職員だけを集めて定期的に飲み会をしている。(性的関心に基づくもの)	×
3	同じ学年の女性教員に好意を持っていたので食事に誘った。(解説:食事に誘うだけではセクハラになりませんが、相手が嫌がっているのに何度も誘えばセクハラになります。)	○
4	公開行事の受付業務には女性職員を配置するのが自然である。(仕事の割り振りは適性・能力で決定)	×
5	2学期の打ち上げで男性職員、女性職員ともカラオケのデュエットで盛り上がった。(解説:デュエットで盛り上がるくらいではなりませんが、デュエットを強要すればセクハラになります。)	○
6	セレモニーでの花束贈呈は、女性職員が適任だ。(適任者は適す相手と目的で決めるべき)	×
7	男性の上司から、「男のくせにもっとしっかりしろ」と叱責された。(注意に性別は不要)	×
8	女性職員には残業をなるべくさせないようにしている。(性別で判断するのではなく、残業の必要性で判断すべき)	×
9	男性職員だけを集めて、業務研修をした。(研修は女性も必要。女性を対等なパートナーと見ていない)	×
10	気心が知れているので、男性職員だけで飲み会をしている。(解説:有志の会、女子会など同じ範疇でありセクハラにはなりません。)	○

(問)セルフチェックをします。ア:はい、イ:どちらともいえない、ウ:いいえに“レ”をつけてください。



	項目	ア	イ	ウ
1	「教職員の懲戒処分の指針(標準的な処分量定)」で示された公金等の不適正な取扱いをした場合の処分を理解している。			
2	学校徴収金は一時的な場合であってもロッカーや机に保管せず金融機関に預金又は耐火金庫に保管している。			
3	個人の金銭と公金や学校徴収金を明確に区別している。			
4	教材費等の支払いは、速やかに行っている。			
5	出納簿や領収書はきちんと整理しており、いつでも上司に見せられる。			
6	複数人による定期的な会計監査を行っている。			
7	自分が管理すべき備品等の保管場所を知っており、整理・整頓もできている。			
8	公金等の取扱事務は、複数で処理する体制を取っている。			
9	関係者には学校徴収金を集金する趣旨を説明し、必ず決算報告もしている。			
10	納入業者とは親密になり過ぎないように気をつけている。			

すべての項目に「はい」を選択している方は公金管理の達人です。「はい」が少ない人は危険です。セルフチェックを参考にして気をつけましょう。

次に、絶対「はい」でなければならない項目について解説します。

- 3 個人の金銭と公金や学校徴収金を明確に区別している。
※自分のものと他人のものを区別するのは当然です。
- 5 出納簿や領収書はきちんと整理しており、いつでも上司に見せられる。
※決算報告に必要です。公金管理は説明責任が問われます。
- 6 複数人による定期的な会計監査を行っている。
※年に最低2回ぐらいは行うのが好ましいですね。
- 8 公金等の取扱事務は、複数で処理する体制を取っている。
※部費や学級費なども正副顧問・担任で行いましょう。
- 9 関係者には学校徴収金を集金する趣旨を説明し、必ず決算報告もしている。
※会計処理の基本です。決算報告では、関係者からの質問に答えられるように証拠書類(通帳・領収書)も整理しておかねばなりません。
- 10 納入業者とは親密になり過ぎないように気をつけている。
※いわゆる公務員倫理です。「預け」や「公文書偽造」など不正の温床になりかねず、県民から疑惑の目が向けられる元になります。



(問) 次の3例は公金等の取扱いの事例であり、懲戒処分に該当します。

a, b, cのうち「免職」となるものはどれですか、選択群より選んでください。

a 自動車ローンの返済日が過ぎていることに気づき、手持ちの現金がなかったので、生徒から集めた集金で返済し、半年後に発覚した。

b 顧問を務める文化部の保護者会計から103,000円を横領し、隠蔽工作した。

c 体育を教える教諭が授業用の体育用品を業者から購入する際に、私用分64,000円も公金から支払った。

- ① aとb
 選択群 ② bとc
 ③ すべて

③ すべて 正解です

その他、様々な状況にもよりますが、a, b, cの事例はすべて公金の横領であり、いずれも免職になります。

関連する本県の懲戒指針

分類	非違行為等の具体例	免職	停職	減給	戒告
横領	公金(学校徴収金等を含む。)又は県等の財産(学校徴収金等の諸会計に係る財産を含む。)を横領した教職員	○			
窃取	公金又は県等の財産を窃取した教職員	○			
詐取	人を欺いて公金又は県等の財産を交付させた教職員	○			
公金又は県等の財産の不適正処理	自己保管中の公金の流用等、公金又は県等の財産の不適正な処理をした教職員		○	○	
公文書偽造	公文書を偽造した教職員	○	○		

(問) 師走はどうしても酒席が多くなります。次の事例から問題点や対策、組織としての防止法などを考えてみてください。



12月18日はある県立学校の忘年会。前日、管理職や幹事から飲酒する人は必ず公共の交通機関利用の指示が出ていた。教諭Aは、午後に出張が予定されていたので普段通り自家用車で出勤した。出張先での業務が長引いたので、会場まで直接自家用車に向かった。忘年会では、明日も朝から出張があるので飲酒の量は控えていたつもりであった。忘年会が終わり運転代行で帰ろうとも思ったが、この程度の飲酒なら車で仮眠を取れば大丈夫と思い、午前4時頃自動車を運転し帰路についた。帰宅途中、交差点で信号待ちの普通乗用車に追突。駆けつけた警察官に呼気からアルコール臭がすると指摘され、呼気検査を受けたところ、アルコール反応が出て、酒気帯び運転の現行犯で逮捕された。事情聴取で、教諭Aは「まさか自分が酒気帯び運転をするとは思わなかった。先生方や生徒に申し訳ない気持ちで一杯です。慎重さに欠けていて大変反省している。」と悔やんでいた。

飲酒運転等罰則
(道交法)

項目	罰則等	
酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	
酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
車両の提供	酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供及び同乗	酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

○問題点と対策

- ① 指示にもかかわらず酒席に自家用車でやっている。 **次頁に特集**
 ※間違っても運転しない状況を設定する。
 ・車は家や職場に置いて行く ・運転代行は飲酒前に依頼しておく

- ② 酒気帯び運転になる危険予測をしていない。
 ※アルコールについての正しい知識をつける。睡眠中はアルコール分解速度が遅れることも知ること。

○組織的な防止法はなかったか？

- ① 遅れてもいいから公共交通機関を利用するように管理職や幹事から声掛けをする。
 ② 幹事等が全員の帰宅方法を確認する。
 ③ 職場のルールをつくる。
 【例】
 ・車は家や職場に必ず置いて行く。
 ・バッジやリボン等を活用し、飲酒しない人を確認しておく。
 ・飲み過ぎにならないよう、お酌や二次会の参加を無理強いしない。 など

【事例】市職員は運転代行で自宅付近まで帰りながら、駐車場までの約350mを自分で運転し、酒気帯び運転で検挙され停職2か月の懲戒処分になった。報道によると駐車場は縦列駐車しなければならないので自分で運転したらしい。

上のような事例が統計的に非常に多くなっています。そこで、運転代行の落とし穴をもとに教訓を4つ作りました。参考にしてください。

【運転代行の落とし穴】 参考:特定非営利活動法人ASK(アルコール薬物問題全国市民協会)

- 運転代行を利用せずに飲酒運転
1. 同僚には「代行で帰る」と言い、実は頼んでいない
 2. 手配したがなかなか来ないので、待ちきれずに運転
 3. 代行業者が手配できずに運転
 4. 代行業者が来る前に出庫しようと自分で運転
- 運転代行を利用したが飲酒運転
1. 自宅近くまで帰り、代行を帰して自分で運転
 2. 酔っていたので、降りる場所を間違えて運転
 3. 代行で帰宅後に、コンビニまで買い物で運転
 4. 代行で帰る安心感で飲み過ぎ、翌朝酒気帯び運転



教訓1 代行は飲酒前に手配!

教訓2 代行は自宅の車庫まで!

教訓3 代行で帰宅後に外出禁物!

教訓4 代行の翌朝要注意!

(問)次にあげる行為の中で「体罰」に該当しないものは何個ありますか。

- a 授業中に騒いだ生徒を、授業が終わるまで10分間教室に立たせた。
- b 生徒指導の事情聴取のため、昼食を摂らず、午後3時まで話を聞いた。
- c バットを振り回し、教室で暴れ回っている生徒を押さえつけ落ち着かせた。
- d 野球の公式戦で、捕手が投手の投げたワンバウンドの球を度々後逸する場面があったため、技能向上の一方法であることを理解させた上で、連日、至近距離からワンバウンドの捕球練習を主に行った。
- e 部活動の練習試合でミスをした生徒に「馬鹿野郎。部活を辞めてしまえ。もう二度とくるな。」と怒鳴り、選手を交代させた。
- f 注意されたことに興奮した児童が蹴ってきたため、瞬間的に足を出して防御したところ、結果的に児童が足を痛めた。
- g 反省のために、1時間板の間に正座させた。

ならぬことは
ならぬものです

選択群 ①2個 ②3個 ③4個

③ 4個 正解です

「体罰」に該当しないものは

- a 授業を受けさせ短時間であれば懲戒権内の指導である。
- c 他の生徒への危害を防ぐ正当行為です。
- d 目的を理解させた上での厳しい練習であるが、指導の範疇である。
- f 正当防衛です。さらに蹴りを入れるなどは過剰防衛であり体罰になります。

*注意 人格を否定したり、大きな声で威圧的な態度で暴言を吐くのは不適切な指導です。(eの言動が該当) 標準的な処分量定は体罰と同様に科せられます。

アンガーマネジメント(怒りの操縦)

1970年代アメリカで考え出されたもので、感情をコントロールする力を身につける方法。次のような方法で怒りを抑えます。

- ①スケールテクニック →「この怒りは何点？」と採点する。(採点は冷静にならないとできない)
- ②ディレイテクニック → $100-3=97$, $97-3=94$, $94-3=91$, ...と一定のルールで計算をする。
- ③魔法の呪文テクニック →「短気は損気」などの格言をそらんじたり、「仕事終わったら何しよう？」などと思いつかせる。

(問)「体罰をしない教師像」の文章を完成し、明日からの取組に生かしましょう。空欄の語句は下の語群から選んでください。

体罰をしない教師像

- (1) 日頃より自己研鑽に努め(①)のある話ができる教師。
- (2) 部活動では、その(②)を十分押さえて指導している教師。
- (3) (③)があり、些細なことには興奮しない教師。
- (4) 自分の考えを押しつけず、児童生徒の(④)や心情を理解して指導できる教師。
- (5) 組織的な生徒指導を心掛けていて、周りによく(⑤)できる教師。

【語群】 教育的意義 説得力 発達段階 相談 自己抑制力

解答



体罰をしない教師像

- (1) 日頃より自己研鑽に努め(①説得力)のある話ができる教師。
- (2) 部活動では、その(②教育的意義)を十分押さえて指導している教師。
- (3) (③自己抑制力)があり、些細なことには興奮しない教師。
- (4) 自分の考えを押しつけず、児童・生徒の(④発達段階)や心情を理解して指導できる教師。
- (5) 組織的な生徒指導を心掛けていて、周りによく(⑤相談)できる教師。

上記はほんの一例であり、いろいろな教師像が考えられます。各職場での研修内容に入れたり、周囲の人との話題にしたりしてみてください。

コンプライアンス向上の取組は、県民の信頼を損なう事案の発生を根絶するとともに、教育現場を「誠実な教職員が働く、信頼できる組織」にすることによって、県民の信頼に応えられる質の高い教育活動の提供につなげていくことを目的としています。

この取組に終わりはなく、繰り返し繰り返し取組を続けることが肝要です。今回のe-ラーニングをひとつの「きっかけ」として、各所属で研修を深め、信頼される教職員・学校を目指しましょう！

e-ラーニング研修、お疲れさまでした。アンケートの提出に御協力ください。



10月に「コンプライアンス研修のページ」を開設しました。総合教育センターのトップ画面から利用できますので、冬休みまでに必ず立ち寄り、ご自身の「知識」と「意識」を更新してください。